

六本松を中心とした
地域情報誌
毎月25日ぐらいに発行
＜編集・発行＞
㈱ジャパン・スマイルか
TEL 761-8800
FAX 752-2620



夢は大きく、心は広く、絆は大切に！

今回ご紹介するのは六本松2丁目六本松交差点そば、野菜山盛りチャンポンで有名な「威風堂々・六本松店」。店主は砂川正憲さん30才。福岡市城南区のご出身。奥さんは美香さん。ご夫婦で経営されています。

平成23年8月オープン。「野菜山盛りチャンポン」を売りにこの店で皆様に提供しています。1杯で満足して頂けるものという思いから1杯でたくさん野菜が摂れる「野菜山盛り」が作られました。小さいお子様からおじいちゃん、おばあちゃんからも大満足して頂いております。スープは豚骨の濃厚さとコクがあるものを追求したものを使用しています。出来上がったチャンポンの野菜の量とスープのうまさを確認してお召し上がり下さい！！



写真左から店主の正憲さん、
長女ゆめちゃん、奥さんの美香さん

◎六本松に店を開いて感じることは・・・

お客様に恵まれていることです。この地域の方々は庶民的で小学校を終えて店にいる娘達にもみなさんよく声をかけて下さいます。店内に子供がいることも自然でそれが有難く小さなお子様連れの親子さんが気兼ねなく食事の出来るアットホームなお店でありたいと思います。

◎17:30～(夜の部)とありますが・・・

この時間からは居酒屋になっています。チャンポンやラーメンだけでなく店主がこだわった焼とり等も提供しています。お持ち帰りも出来ます。一品物も豊富に取り揃えています！！

1人で・・・2人で・・・ファミリーで・・・お越し下さい。お待ちしております。

一料金一

・野菜山盛りチャンポン¥600、チャーハン¥400、羽根付ギョーザ(6個)¥250

(夜の部)

・ゆめセット・野菜山盛りチャンポン+ゆで玉子+生ビール1杯

・こころセット・チャーハン+ギョーザ(6個)+生ビール1杯

・きずなセット・ラーメン+ギョーザ(6個)+生ビール1杯

上記のセット オール¥1,000

★焼とり¥70～ ★生ビール¥370！！

◆威風堂々・六本松店◆

場 所：福岡市中央区六本松2-3-11-1F

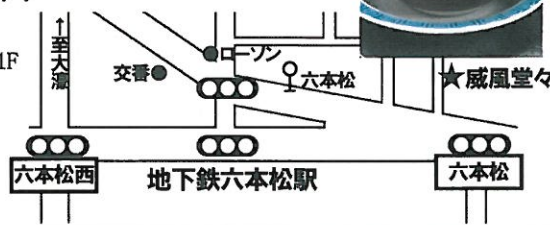
営業時間：11:00～15:00(ランチ)

17:30～23:00(夜の部)

店休日：日曜日

T E L : 092-724-7544

☆皆様のお越しをお待ちしています。



☆ ★ 10月の催し ☆ ★

日時	催 事 内 容	料 金	お問い合わせ	T E L
10/7 (日)	たなやんのサンデー・サイエンス・ショー テーマ：「水のふしぎ」 時間：①14:00～ ②15:00～ ※各回約30分前後	無 料	少年科学文化会館	771-8861
	会場：1階学習室 対象：おもしろそう!と思った方。どなたでも♪ (幼児は保護者同伴必要) ※当日自由参加、無料(座席は30名程度準備しています。)			
10/20 (土)	「科学体験広場」 ○回転磁石 ○フーメラン車 ○ミクロの世界		会場：1階学習室 時間：13:00～16:00 対象：幼児(保護者同伴必要)、小・中学生 定員：各コーナー100名 ※当日自由参加、無料。	
10/20 (土)	【映画会】長ぐつをはいたネコ 会場/エネルギーホール ①10:00②12:30③15:00 (上映時間1時間30分) 定員/各回230名 ※各回1時間前に整理券を配ります。(先着順) ※日本語吹き替え版	無 料	九州エネルギー館	522-2333
10/21 (日)	～科学のおもちゃ～ 「エコマイクを作ろう」 会場/多目的ホール ①10:00②11:30③14:00④15:30 (各回約50分) 定員/各回30名 ※9:30から午前の部(①・②)、13:30から午後の部(③・④)の整理券を配ります(先着順)	無 料	九州エネルギー館	522-2333
10/27 (土)	～科学マジックやエコクイズも飛び出す～ 「TOY BOX ステージ」 会場/エネルギーホール ①11:00②13:00③15:00 (各回約30分) 定員/各回230名 ※各回1時間前に整理券を配ります。(先着順)	無 料	九州エネルギー館	522-2333
10/2 (火) ～ 10/8 (月・祝)	「くらしにアートを <はかた・アート・そして...展>」 会場/2階NHKギャラリー 時間/10:00～17:00 内容/博多をテーマに水墨画、アクリル画、 水彩画など35点あまりを展示。	無 料	NHKギャラリー	724-7001
10/10 (水) ～ 10/14 (日)	「ゆう美会作品展」 会場/2階NHKギャラリー 時間/10:00～17:00 内容/ゆう美会のみなさんによる書道や 絵画などの作品100点あまりを展示。	無 料	NHKギャラリー	724-7001

売マンション(オーナーチェンジ) ロマネスク天神ルネッサンス 9F

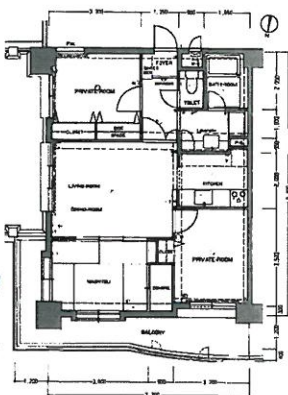
- ◆間取り.....3LDK (67.16㎡)
- ◆所在地.....中央区大名1丁目
- ◆価格.....2,100万円
- ◆交通.....地下鉄赤坂駅徒歩5分

現在

115,000円

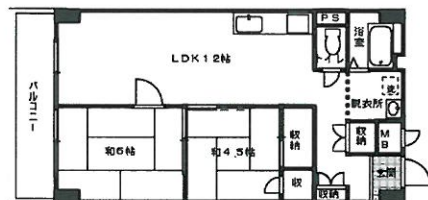
で賃貸中!

天神

ど真ん中の
立地!

売マンション 東カンマンション大濠パークサイド 9F

- ◆間取り.....2LDK (55㎡)
- ◆所在地.....中央区鳥飼1丁目
- ◆価格.....730万円
- ◆交通.....地下鉄六本松駅徒歩12分



大濠公園そば!

内装リフォーム済なので

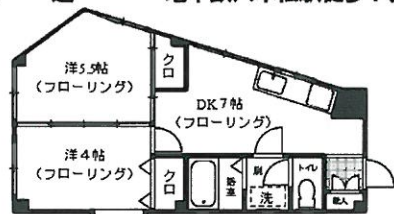
即入居可能!

事務所使用可能!



賃貸マンション パークサイド六本松 3F

- ◆間取り.....2DK (37.10㎡)
- ◆所在地.....中央区六本松4丁目
- ◆賃料.....48,000円
- ◆敷金.....1ヶ月
- ◆礼金.....1ヶ月
- ◆交通.....地下鉄六本松駅徒歩7分



3Fワンフロア1戸!

各部屋に窓あります!

簡易事務所相談!

分譲賃貸マンション ロマネスク六本松第3 6F

- ◆間取り.....1LDK (31.80㎡)
- ◆所在地.....中央区六本松4丁目
- ◆賃料.....55,000円
- ◆礼金.....2ヶ月
- ◆交通.....地下鉄六本松駅徒歩3分

簡易事務所
相談!
オール電化!

上記物件のお問い合わせは 広告有効期限 H24/10月末 媒介

(公社)福岡県宅地建物取引業協会 福岡県知事免許(8)8407号

地域密着型不動産業ジャパンでスマイル!

(株)ジャパン・スマイルか

中央区六本松4丁目9-4 TEL (092) 761-8800

Eメール iruka-japan@par.odn.ne.jp ホームページ http://www.iruka-japan.com



～「労災かくし」は犯罪です～



厚生労働省のホームページを見ていたら、「労災かくしは犯罪です。」のポスターが載っていました。仕事中のケガや通勤途上の事故は労災が適用され、健康保険や国保が使えません。仕事上のケガや通勤途上の事故であるにも係わらず、健康保険や国保を使って治療すること事態が犯罪なのです。会社や事業主から健康保険や国保を使って治療して欲しいと言われても罪になりますので労災を適用して欲しいをお願いして下さい。

誰に適用

正社員でなくても適用されます。常用、日雇、パート、アルバイト、派遣等名称や雇用形態に係わらず、労働の対象として賃金を受け取るすべての人が対象となります。

法人の役員や事業主と同居の親族は原則として対象になりません。ただし、他の労働者と同一条件で仕事をしている親族は労働者と見なされる場合も多くあります。

派遣労働者の場合は原則として「派遣元」の労災を使用します。また、事業主であっても特別加入をすることで労災の適用を受けることが出来ます。詳しくは福岡中央労働監督署労災課へお尋ね下さい(TEL: 092-761-5604)。

労災の給付

①療養給付 治療を受けた病院等が労災保険の指定病院の場合は、その治療を受けた病院及び薬局に「療養給付たる療養費請求書(5号用紙又は16号の3用紙)」を、会社から提出してもらうと病院での支払いが初診料を含めて一切の自己負担はありません。

治療を受けた病院等が労災保険の指定病院でない場合は、いったん治療費を立替払いを行い、その後労働基準監督署へ請求することで立替金は還付されます。

②休業補償 労働災害により休業した場合は、労働基準監督署へ「休業(補償)給付支給請求書(8号用紙又は16号の6用紙)」を提出することで、休業4日目から1日につき給付基礎日額(労働基準法の平均賃金相当額)の80%相当額が支給されます。尚、業務災害の場合、休業の最初の3日間は、事業主が休業補償を行わなければなりません。

※賃金を受けなかった日から2年が過ぎると時効となりますので注意して下さい。

③その他の保険給付 ①・②の他にも障害(補償)給付、遺族(補償)給付、傷病(補償)給付、葬祭料などの保険給付があります。

業務災害について

業務災害とは、業務が原因となり被災された労働者の負傷、疾病、障害又は死亡(以下「傷病等」と言う)を言う。この業務が原因でケガをしたり病気や傷病等が発生した場合に、業務と傷病等との間の一定の因果関係があることが「業務上」と呼びます。業務上の負傷について、昼休みや就労時間外などで事業所と被災労働者の間で意見が分かれる場合があります。このような場合、労働者の権利保障のためになる労働組合や労働問題に詳しい弁護士と相談することが大事です。

通勤災害について

通勤災害とは、通勤による労働者の傷病等を言う。この場合の「通勤」とは、

①就業の為の住居と就業の場所との間での往復に関し、

合理的な経路及び方法であること

②就業の場所から他の就業場所への移動であること

③単身赴任先住居と帰省先住居との間での往復に関し、

合理的な経路及び方法で行うこと

を言い、業務中の災害を除く。途中買い物や食事等を行った場合、中断や逸脱があったとして通勤災害と認められない事があります。

